

伊勢神宮神三郡の戸田と寄戸

— 神郡の中世的編成 —

勝 山 清 次

はじめに

伊勢神宮は平安時代の中・後期、律令制下の「国家機関」から中世的な権門勢家へと転生を遂げた。その過程で旧来の神三郡に加えて、伊勢国内の員弁（天慶三年、九四〇）、三重（応和二年、九六二）、安濃（天禄四年、九七三）、朝明（寛仁元年、一〇一七）、飯高（文治元年、一一八五）の五郡がつぎつぎに寄進され、一二世紀末に神郡は八郡を数えるにいたる。^①これほど多数の神郡を寄進された神社はほかになく、これらの神郡は、一〇世紀以降諸国に立てられた神領の御厨・御園とともに、神宮の強力な経済的基盤となり、その権門化を支える役割を担うことになる。

神郡の行政権は当初、神宮の政務と財政を担当する宮司に委ねられていたが、一〇世紀以降、祭主が次第に権限を強化し、一一世紀末には宮司を従えて神郡支配の実権を掌握するようになる。^②祭主の支配が伸張するこの時期にはまた、諸郡の納所など祭主の地位に付属する渡領や神宮領の御厨・御園が形成されるとともに、神宮の祭祀と組織に対応する形をとって神郡

の再編成も行われた。先行研究によれば、その内訳は①神田の拡大、②常供田の設置、③寄戸制の創設の三つに分けられる。⁽³⁾ 本稿でとりあげようとするのは、このうちの寄戸制とそれをめぐる諸問題である。寄戸とは神官・職掌人らに給付として与えられた戸のことであるが、これまで主に鈴木国弘氏や棚橋光男氏によって、領主支配や禰宜らによる神郡の再編成の視角から論じられ、明らかにされた点も多い。⁽⁴⁾ しかしその全体像の解明にはいまだ程遠い状態であり、また関連する用語のなかには意味の確定していないものもいくつかみられる。その理由はまず第一に、史料的な制約が厳しいことである。寄戸に関しては断片的な史料しか残っており、その始まりや変質した時期を推定することすら容易ではない。第二に、寄戸を論じるにあたり、神三郡の戸の性格が十分に踏まえられていないことである。寄戸が神三郡の戸を給付するものである以上、戸の理解は不可欠とならざるをえないだろう。

そこで本稿では、限られた関連史料を改めて読み直し、神三郡の戸の性格を明らかにしたうえで、寄戸の特質とその変化を究明することにした。寄戸は神郡、とくに神三郡の再編成の一環をなすものである。その解明が神郡の中世的編成の過程を明らかにすることにつながれば幸いである。

一 戸と戸田

神三郡の特徴は、治田と区別される公田が戸田と呼ばれていることである。神郡の戸田は史料のうえでは、「戸田百八十歩 在_二宇治田坪内字鎌田_一也」(『平安遺文』四九七四号)のように、直接的に表示されるほか、たとえば「繼橋郷神主広隣戸授給田」のように記される(『平安遺文』三三九一号)。こうした表記から明らかのように、戸田は口分田の系譜を引く

田地であり、班田収授制が形骸化した後も、形式上は戸に「授給」された田地とみなされている。戸田という呼称もそこか
らきている。⁽⁵⁾

神郡では戸田は「戸田籍」に登録され、把握されている。この帳簿は、口分田を田主ごとに書きあげた口分田の田籍に由来し、戸ごとにまとめられていたとみられる。戸田に変化のあった場合、戸田籍の書き換えがなされたが、「如延雅神主」者、不_レ入_二戸田籍_一田畠一町余、飯野郡前司則義同心謀計注入、称_二公田_一「妨領」(『平安遺文』一一三七号)とあるように、一一世紀後半でも新たな注記が加えられている。

戸田の所属先が戸である。戸は「箕曲郷尾野得治戸」、あるいは「継橋郷神主真忠戸」のごとく、戸主の人名を付して呼ばれ、所属する郷が決まっている。⁽⁶⁾この郷は通常、律令制以来の「和名抄郷」である。戸は直接的には九世紀末〜一〇世紀初めの郷戸の系譜を引くと考えられるが、一般に二〇世紀半ば以降、戸籍は定姓の機能を失い、実効性のあるものが作成されなくなるので、⁽⁷⁾これらの戸は戸口の人身を個別的に掌握する機能を失っていたとみられる。戸主の名には古代的な人名もみられ、また名前が固定している戸もあるので、特定の時点における戸の名称がそのまま継承されることもあった。しかし、

度会郡箕曲郷尾野得治戸、元名、山口安貞、⁽⁸⁾

とあるように、戸主などが代わると、通常、その呼称は変更されたようである。⁽⁹⁾中世的な人名を冠した戸もみられるのは、そのためであろう。

戸が所属する郷は、判明する限りでは度会・多気・飯野の、いわゆる神三郡にほぼ限られている。⁽¹⁰⁾逆にこれらの郡では、一〇世紀以降、一般の国衙領で導入された「名」編成は行われていない。神三郡では、人身を個別的に把握し、課役を賦課するためのシステムであった戸が、班田収授制が実施されなくなり、戸口を個別的に掌握する機能を失った後も、⁽¹¹⁾戸ごと

に口分田が班給されていたことを踏まえて、口分田（戸田）の所属先を示し、それを把握する単位として維持されたとみるべきであろう。また「名」編成がなされていない以上、戸はそれまでと同じく、収税の単位でもあったとしなければならぬ⁽¹²⁾。なお、戸に「授給」された戸田に対して、戸主が単なる田主権にとどまらない所有権をもつに至ったかどうかは、一〇世紀段階では未詳とせざるをえない。

さて、戸や戸田が所有の対象として確認されるのは、一二世紀以降である。論述の関係上、戸からみて行こう。

謹辞、定永財 沽渡封戸立券文事

合壹烟

在多気郡麻績郷敢石部常吉戸者、

直捌丈絹貳拾伍疋請、

右件戸、元者流人荒木田清高所領也、而宮司在任之時、依宣旨、没官拾領已畢、其後無他妨、爰有直物要用、定直、永所沽渡於 豐受太神宮權欄宜度会神主季晴也、若件戸、後日有牢籠者、以他財物、可入替之状如件、仍為後日以新券文、以辞、

天永肆年二月廿五日

散位大中臣朝臣⁽¹³⁾ 在判

この麻績郷敢石部常吉戸はもともと、内宮権欄宜荒木田清高（隆）の所領であつた。ところが康和五年（一一〇三）八月、離宮院放火の罪にとわれた兄の欄宜延（宣）綱に縁坐して、清高が流罪に処せられると、この戸も没官され、在任中の宮司に与えられた。宮司は大司、権大司、少司の三員からなるが、この時期には単に宮司といえ、大司を指すことが多いので、この場合、この戸を与えられたのは大司の大中臣宣孝であろう⁽¹⁵⁾。そして天永四年（一一一三）にその宣孝から外宮権欄宜

度会季晴に売却されたのである。もう一例あげると、度会郡箕曲郷尾野得治戸も相伝されており、久安六年（一一五〇）五月にその半烟が大中臣某から宮司の大中臣公宗に沽却されている（『平安遺文』二二七〇三号）。

こうした所有の対象となった戸は、領戸と呼ばれている。実例をあげよう。

故佐渡前守四女子領戸種町戸預逆丸自由訴、⁽¹⁶⁾

石丸戸と申戸、元並か戸と申ハ、祭主領戸也、（中略）閑丸戸と申ハ祭主甥神祇権少副領戸也、（『平安遺文』二二七四号）
いづれも、領戸という用語の前に記されている人物がその戸の所有者である。この用語自体は所領の戸を略したものとみられるが、天喜五年（一〇五七）四月の大宮司大中臣義任奏状に、⁽¹⁷⁾

又領戸三烟、或暗掠領、或無_レ由裁_レ宛他人_レ之旨不_レ安者、

とあることに注目すれば、戸の所有、すなわち戸の所領化は少なくとも一一世紀中葉まで遡ることになる。

戸の所有者である領主は通常、給主といわれるが、なかには戸主自身が戸の所有者となる場合もみられた。たとえば、長承二年（一一三三）五月日大国莊田堵住人等解（『平安遺文』二二七二号）では、事書にある「神郡封戸給主等」が本文では「彼戸主等」と言い換えられている。⁽¹⁸⁾

為_二神郡封戸給主等_一、自_二去承和・延喜_一以来、相互無_二相論_一經_二三百歳_一、各領承後、今俄經_二訴祭主_一、請_二下檢非違使俊長等_一、令_レ違_二乱往古旧領七ヶ坪_一、恣_二当莊領能田畠二町余歩_一、以_二去四月十一日_一破取、（事書）

而今彼戸主等背_二棄旧領園合坪坪_一、巧_二横惑_一、為_レ押_二取_一当莊領能田_一、不_レ知_二後日之訴_一、令_レ毀_二破往古旧代坪並_一、寄_二事於神封戸田_一、背_二官省符之旨_一、恣_二所_一破取_二也_一、（本文）

こうした言い換えがなされたのは、給主と戸主が通用する地位であり、戸主が戸の所有者になることがしばしばみられたからであろう。また複数の戸を所有する給主の場合、支配にあたる戸預を置くこともなされている。同じく大国莊関係の事例

をあげておこう。

以去年四月十一日、俄為戸く給主等、背三百余ヶ年庄領掌之理、經訴^一祭主、庄領田畠二町二反余歩之中、田一町三反六十歩之内、於一町三百歩者、戸方破取、或為戸主押作已了、或為戸預、所当官物令徴納又了、
 (『平安遺文』二二七三号)

ここでは官物の徴納にあたっているが、その「預」という呼称からして、戸預は給主の意をうけ、戸に対する支配全般を担っていたと考えられる。

ここで戸田に移ろう。戸田の私領化をはつきり示すのは、売券や処分状に戸田が表記されるようになることであるが、現存するこれらの文書に戸田が現れるのは一二世紀前半からである。⁽¹⁹⁾しかし、神郡内の所領に関わる売券や処分状は少なく、この時期から戸田の私領化が始まったとみることはとうていできない。まず第一に、戸自体が一二世紀には所有の対象となつてゐる以上、戸を構成する部分にすぎない戸田のみがその対象とならない事態は想定しにくい。第二に、一般の国衙領では一一世紀前半から、作手(永作手)の売買という形をとつて公田の売買が行われており、公田の私領化が進んでいる。⁽²⁰⁾戸田は神三郡の公田であり、同じ現象がおこつても不思議ではない。こうした点を踏まえるならば、戸田の私領化も、遅くとも戸が所有の対象となつてくる一一世紀半ばには進んでいたとみるべきであろう。

二 戸の様相

戸田の規模や収取関係など、戸の様相を直接示す史料は少ないが、そのなかにあつて唯一、多気郡麻績郷敢石部常吉戸関

表1 常吉戸田の所在地と田数

所 在 坪	授田注文写		田数注文	
	(反)	(歩)	(反)	(歩)
4条1速田里30坪			3.	
34坪	3.		—	
2田村里1坪	(2.力)		2.	
5坪	2.		2.	
17坪	1.		1.	
5条2麻続里2坪	10.		10.	
6条2贅田里27坪	(1.力)		1.	
34坪	3.130		3.130	
36坪	2.180		2.180	
3治辺里6坪	2.		2.	
17坪	2.		2.	
12条6直下里1坪	2.		2.	
3坪	3.		3.	
9堺里16坪	—		1.	
□野3条田人所5坪	1.130		—	
比郡	4.124		—	
合 計	40.300		40.200	

*合計の田数は文書に記されているものである。

係の文書のみいくらかまとまって残っており、所領化した後とはいえ、戸の様相をうかがうことができる。すでに述べたように、もともと内宮権禰宜荒木田清高の所領であった常吉戸は、康和五年（一一〇三）に没官されて宮司の大臣宣孝に与えられたとみられる。天永四年（一一一三）にいたり、外宮権禰宜度会季晴に売却され、その後の伝領関係の詳細は判明しないものの、鎌倉後期には法常住院領となっている。⁽²¹⁾ 案文を含むとはいえ、一二世紀前半の戸の売券などが法常住院に伝えられているので、法常住院の有した権限は戸の領主のそれを継承したものとみられる。

この戸に関しては、戸田を書きあげた年月日未詳の文書が二点残っているが、直接年紀が推定できるのは授田注文写『鎌倉遺文』二二八三三号である。その書き出しに「戸主麻績吉永戸、今住敢石部恒吉戸」とあり、この文書は「敢石部恒吉戸」と戸名を変更してから間もなくの頃のものともみられる。とすれば、常吉戸の名称は一二世紀初めから確認されるの

で、作成時期もその頃より大幅に下ることはあるまい。一二世紀前半の戸田を表しているとみてよからう。表1に所在する条里の坪と田積を示した。なお、表にはもう一つの田数注文（『鎌倉遺文』二二八三四号）の記載も併記してある。⁽²²⁾

授田注文写によれば、戸田の総計は四町三〇〇歩である。他方の田数注文でも四町二〇〇歩とみえ、四町余が一二世紀前半における戸田の総数となる。ここではほかの戸をみると、たとえば箕曲郷尾野得治戸は、その半畑が一町三段三三〇歩の戸田を有するので、その二倍の二町七段余が目安

となろう。⁽²³⁾ またある戸の場合、

戸田老段 在「度会郡十一・条粟九里十坪内」、相副任職卅二分一、件戸田請勞程、

とある。⁽²⁴⁾ これは、この戸田一段が戸に宛てられていた任職にともなう請勞（後述）の三十二分の一を負担することを示している。この配分法は戸田の面積によると考えられるが、そうすると、戸田の全体は三町二段である。以上の事例をまとめると、一つの戸に属する戸田の規模は四町余（常吉戸）、一町七段余（得治戸）、三町二段（某戸）となる。事例が少ないので一般化するのは憚られるが、ここから少なくとも二町から四町ほどの規模の戸が多かったことはいえそうである。⁽²⁵⁾

再び常吉戸に戻り、戸田の所在地に目を向けると、それらは大きく三つに分けられる。一つは、多気郡五条二麻績里である。⁽²⁶⁾ 表にみられるように、この里の二坪は坪全体がそっくりそのまま常吉戸田となっている。一町というまとまった形で戸田が所在するこの付近が、麻績郷に属するこの戸の中心をなす地区であったとみられる。もともと戸主（給主）の屋敷があった可能性も高い。二つ目は、五条二麻績里に近接する南北の里である。北は四条一速田里と二田村里、南は六条二贅田里と三治辺里であり、これらの里には一段から三段の大きさの戸田が散在している。面積は併せて一町八段三一〇歩に達する。そして三つ目は、麻績里からいくらか離れたところである。一二条六直下里・同九堺里や郡外であり、近接する里と同じく、小規模な戸田が各坪に散らばっている。こうした戸田の分布で注目されるのは、戸の属する郷内に戸田がまとまって所在する地区があったことである。そこはまた、戸主（給主）の屋敷が置かれた戸の中心地であったとみられる。

ここで戸の所領構造と収取の問題に移ることにしたい。この問題については、次にあげる二つの文書が手懸かりを与えてくれる。一つは、年月日未詳の常吉戸等所済注文（『鎌倉遺文』四二一号、以下「所済注文」と略記する）である。この文書は、常吉戸一畑の田畠と成生戸田六段、およびそれらの負担する「所当」を書きあげているが、文治五年（一一八九）の「所当米」の所済と未進を記しているので、翌文治六年頃のものともみられる。今一つは、同じく年月日未詳の常吉・成生戸

田畠注文文（『鎌倉遺文』二二八三五号、以下「田畠注文」と略記する）であるが、田畠に付された作人の人名のなかには「所済注文」と一致する人物もみられることから、同じ頃の文書であると判断される。

「所済注文」には

麻績常吉戸一煩内（畑）田二丁八段廿歩、畠地四段二丈、田一反百卅歩飯野、見作半、

とあり、この頃の常吉戸の田地は二町九段一五〇歩となっている。このうち一反一三〇歩が飯野郡にあったが、この注文では理由は不明ながら、賦課の対象から除外されている。畠地は四段二丈（一四四歩）。常吉戸に属する畠である。もう一つの成生戸の田地六段は、この段階では常吉戸の田畠と一括され、一つの所領として扱われている。一二世紀前半に常吉戸の戸田が四町余であったことを想起するならば、その後一町余の田地が失われたことになる。それに代わって、成生戸田六段が新たに付加され、常吉戸の田畠とともに一つの所領となったものとみられる。ただこの段階では「給田」が設けられるなど、所領としての体裁が整えられているが、こうしたあり方は常吉戸本来のものではなからう。

「所済注文」からは、神三郡の収取体系の一端も判明する。当該箇所をあげよう。

已上見作田三丁四反廿歩内三斗代二町八段廿歩
二斗代六段

所当十二石三斗二升之中 官物九石六斗 租米二石七斗二升

注目されるのは、これら戸田に賦課される「所当」が「官物」と「租米」とからなっていることである。「官物」には三斗代と二斗代の二つの斗代がみられ、いわゆる「複数斗代制」がとられている。⁽²⁷⁾一方、令制の租を継承する「租米」は段別八升となり、本来の段別七升五合より五合増えている。一般の国衙領では一一世紀中葉に行われた官物体系の改変（公田官物率法の成立）によって、租は官物のなかに解消される。しかし「租米」が賦課されている以上、この所領が所在する神三郡では、租は一二世紀末でも税目としての独自性を失っていないと考えられる。この点は先述した「名」制度の不採用と

ともに、神三郡の収取制度の大きな特徴となろう。

ここでの「官物」は、租が税目として維持されているので、それ以外の調などが変化しつつ一括されてできた税目とみなければならない。確かに租を包摂してはいないものの、神三郡でも官物体系の改変が行われ、「官物」が一個の税目として成立したことは想定してよからう。ただそれは租をそのまま残している点で、やや徹底性に欠けるところがあったことは否めない。この「官物」と「租米」を併せたもの、ここという「所当」が一般の国衙領における所当官物（年貢）に相当する。神三郡ではこのほか、雑公事も賦課されていたが、史料が断片的で、詳細は未詳とせざるをえない⁽²⁸⁾。

「所当」の賦課という面からみると、この所領の田地は(A)正作と給田、(B)「召絹田」、(C)「所当田」の三つに分けられる。なお、それぞれの内訳は表2に示した。

(A)のうち、正作はこの所領の領主の直属地であり、領主の佃にあたる。三斗代の田地があてられ、前々は五段であつたものが、この時点では四段に減らされている。「田畠注文」では、「御正作／三段半末元之中一段半給田、三段半久末之中一

表2 常吉・成生戸田畠の内訳

田畠の区分		面積
A	正作と給田	12. ^(反) ^(歩)
	正作	4.
	侍給田	6.
	御領口田	2.
B	召絹田	14.140
	守行真	3.
	弘行則	4.
	行	5.140
	野依二郎大夫	2.
C	所当田	7.240
D	畠	4.144

※常吉戸等所済注文による。

反半給田」とあるが、総計の七段から給田三段を除くと、ちょうど四段になり、面積は合う。名前が記されている末元と久末は、それぞれ正作の耕作責任者である。各一段半の給田は彼らに給付されたものであろう。⁽²⁹⁾同じく(A)に区分される六段の「侍給田」(三斗代)は、単に侍とあるので、領主の侍に与えられる田地であろう。「田畠注文」では、遠高に二段、康信・康経(故人)・長盛に各一段が支給されることになっており、それぞれに作人の名が記載されている。⁽³⁰⁾これら(A)に属する正作と給田は、「所当」が免除される給田を含み、一般の所領における給免田や佃に相当するもので

ある。

(B)の「召絹田」は、「田畠注文」の「進_レ絹と申輩田」にあたり、「官物」が絹で納められる田である。面積は「所済注文」では併せて一町四段一四〇歩、また「田畠注文」では一町三段となっている。作人も守行・弘真・野依二郎大夫の三人は一致するものの、行則と尼・清兼はそれぞれ一方の注文にしか現れない。一般に伊勢国内では所当官物(年貢)を絹で納める所領・荘園が多くみられるが、ここにその収納システムの一端を垣間見ることができる。とくに「進_レ絹と申輩」とあるのは、絹の進納が作人側からの要請で行われることもあつた事情を物語っている。ただこの「召絹田」でも、「租米」分は米で賦課されている。

残る(C)の「所当田」は少なく、面積で七段大である。二斗代の一段を含み、「官物」二石二斗と「租米」五斗六升を負担する。一方、「田畠注文」では九段とされ、それぞれに作人九人の名が記されている。斗代も五斗、三斗五升、三斗、二斗、一斗五升の五種からなり、より細かに設定されている。

これら(B)と(C)は、收取のうえでは(A)の給田と区別されており、いずれも「所当」を納めなければならなかった。⁽³²⁾一般の所領でいえば、所当官物(年貢)を負担する定田に相当するであろう。では、「所当」はどこに進納されたであろうか。所在地が神郡であるので、想定されるのは神宮(官司)か、この所領の領主に限られるが、次の理由により、後者であるとみなされる。まず第一に、もし、「所当」が神宮に納められるとすると、領主の給田が設定されていないので、「所当」に関して領主の得分がなくなってしまうことになり、不自然である。第二に、給田を与えられている侍は前述したように、領主の侍と考えられるが、そうした侍に「所当」が免除される給田を付与できるのは、領主が「所当」を取得していたからである。そして第三に、鎌倉後期にはこの所領は法常住院が年貢を取得する寺領となっているが、その権限は先述したごとく、領主のそれを継承したものであると考えられる。以上の三点から、これらの戸田の「所当」はこの所領の領主のもとに

納められたとみられる。とするならば、この所領は一二世紀末には神宮から「所当」を免除されて、不輸の所領となつていたことになる。ただしいうまでもないが、所領化した戸（戸田）がすべて不輸を認められていたとは考えにくい。

三 寄戸と任職

神三郡の戸や戸田関係の史料には、寄戸や任職という用語がしばしば現れる。ここではこれらの用語の意味する内容を確定したい。⁽³³⁾

まず寄戸から、主な史料ごとに検討しよう。寄戸の初見史料は『太神宮諸雜事記』⁽³⁴⁾が載せる永承六年（一〇五二）一月二〇日の内宮禰宜等奏状である。

而永輔朝臣、身者乍_レ居_二京都_一、放_二幹了使神郡神戸_一、令_レ呵_二責神民等_一、如_レ蹈_レ劔、如此依_二不堪之勘責_一、有限供祭物重以懈怠、就中禰宜内人等、正戸寄戸所当官物、依_レ例收納、令_レ進_二於二宮_一、升合無_レ殘矣、然而宮司義任、即兼_二任祭主目代之職_一、以_二件正戸寄戸等_一、代_二宛祭主給物等_一也、^(ママ)供祭正納之由、雖_二陳訴_一、併以勘返、況乎二宮常供節供料田業、及禰宜内人分給神田、併号_二祭主宮司名田_一、恣収公、是皆至_二于官物上分_一者、備_二進供祭_一之先例也、

この祭主永輔の非法を訴えた奏状によれば、禰宜・内人らがその正戸・寄戸の「所当官物」を未進無く二宮に納めているにもかかわらず、祭主目代を兼任している宮司の義任はそれらの正戸・寄戸を祭主の給物にあてたという。正戸は「彼従者等、是正戸口并故親母□口也」⁽³⁵⁾（『平安遺文』一七二九号）とあり、自らの戸のことをさすので、それとの対比で、寄戸は禰宜・内人らに何らかの権限、ないしは得分が与えられている戸であるとみられる。「寄」は、神宮側が寄せるという意で

あろう。またこの場合、寄戸（戸田）に課せられた「所当官物」は、禰宜・内人が収納に関わり、正戸のそれとともに二宮の供祭物にあてられている。「所当官物」が寄戸を与えられた禰宜・内人らに免除されるのではなく、二宮に納められていることと、その収納に彼らが関与していることに注意しておきたい。

次にとりあげるのは、『皇太神宮年中行事』⁽³⁶⁾である。この年中行事では、寄戸は六月の月次祭関係の記事に集中的に現れる。

(1) 三ヶ度由貴夜陪膳役、瀧祭下部勤也、饗膳ハ、六月十二月度ハ丹生河御厨勤、九月度者衣平御厨勤也、荒祭瀧祭御神態之時ノ饗膳ハ、彼宮内人物忌等請寄戸勤也、
(六月一六日)

(2) (内宮御祭事) 抑年中三度御祭夜饗膳ハ、職掌人等請^レ寄戸等勤也、
(六月一七日)

(3) (内宮御祭事) 抑今夜饗膳、職掌人等請寄戸役也、又酒者酒殿ノ酒也、
(六月一七日)

(4) (荒祭宮御祭事) 至^二于正権神主玉串等^一者、解^二鬘木綿^一之後、着^二一殿^一、正員禰宜ハ南座北向、次玉串着、権官者北座南向、各東上也、物忌父等西妻二南上東向二候也、在^二直会饗膳^一、寄戸勤也、陪膳役、彼宮(荒祭宮)内人物忌父等也、
(六月一八日)

(5) 早旦二瀧祭御神態次第、(中略) 其後各着^二一殿^一、在^二饗膳^一、寄戸勤也、正員禰宜并玉串大内人者南座二向^レ北、権官者北座二向^レ南、各以^レ西為^レ上也、委不^レ記、
(六月一九日)

(6) 同日、月読伊佐奈岐両宮御神態次第、(中略) 其後解^二鬘木綿^一、着^二一殿^一、在^二直会饗膳^一、件饗膳、両宮内人物忌等請寄戸勤也、陪膳、着^二衣冠^一内人物忌等也、
(六月一九日)

これらの記事によれば、内宮の三節祭や別宮の神態の時に催される直会の饗膳は、それぞれの宮の職掌人⁽³⁷⁾に与えられていた寄戸が勤めることになっている。ここで注意されるのは、寄戸が「職掌人等、労を請くる寄戸」とも表記されているこ

とである。「勞」は「いたわり」⁽³⁸⁾と読まれるが、職務の功勞をねぎらつて与えられる給付のことである。つまり寄戸は、それを与えられた職掌人が「勞」と呼ばれる給付を受けとることができる戸であつた。勞を受けとることのできる戸は職掌人からすれば、「請くる」戸であり、そこから寄戸は「請戸」ともいわれている。⁽³⁹⁾寄戸は戸を寄せる（与える）神宮側（祭主・宮司）からみた表現であるに対し、請戸はそれを受ける側である職掌人から捉えた用語であり、この二つは同じものをさしているとみるべきである。

最後に、年紀未詳八月二八日付の散位大中臣某書状案⁽⁴⁰⁾である。

（端裏書）
□宮方□案

此間、何事候哉、不□□□、抑寄戸帳□日被書上候歟、麻績郷敢石部恒吉戸、如元官符権禰宜清綱寄戸可書上給候、去^(年)□外宮方見不^(申)出、雖^(申)□構、於^(留)今年^(候)者□了、他事急く不宜謹言、

八月廿八日

散位大中臣□□名

謹く上 内官長殿

この書状で注目されるのは、寄戸帳の存在である。その名称からして、これは寄戸を書きあげた帳簿であろうが、書状のなかで内官長（内宮一禰宜）に対してその作成（書上）が尋ねられていること、またこの戸に対する外宮方の扱いが昨年と今年では異なっているとされていることから、寄戸帳はもともと、内・外宮それぞれで毎年作成されたとみられる。そしてそれらは神郡支配の実務にあたっていた宮司に提出され、宮司庁の調所で保管された。弘安四年（一二八一）一二月日祭主大中臣定世⁽⁴¹⁾下文には、「司中調所目代惟貞出対祖父惟憲自筆建仁元年外宮寄戸帳」という文言がみえるが、この点を裏付けるものである。またこの文書によれば、外宮とその別宮の職掌人にも寄戸は付与されている。

寄戸を与えられたものは、そこから労料を受けとることができたが、その寄戸（戸田）に対する権利は遅くとも一二世紀後半以降、一般に任職と表現されている。たとえば永万二年（一一六六）の継橋郷神主広隣戸田一段の売券（『平安遺文』三三九一号）では、但書として「但件戸、外宮大内人度会国房請見不輸請労也、仍彼職内壺段所当労料相具、永所放券□如件」という文言が付されている。これによれば、外宮大内人度会国房はこの戸から労を受けとる（請労）ことができるが、その権利は「彼職」と職で表されている。この売券の当該箇所では「彼職」とあるだけであるが、建久七年（一一九六）八月五日の多米重真処分状写（『鎌倉遺文』八六〇号）には、

戸田壺段 在「度会郡」一条粟丸里十坪内、相副任職卅二分一、件戸田請労程

とあり、「労を請くる」権利が「任職」と表現されている。⁽⁴²⁾ ここまでくれば、寄戸に対して労を受けとることができる権利が任職と表現されていたとみなしてよからう。⁽⁴³⁾

寄戸、すなわち任職を与えられたものは、「補者」といわれている。たとえば、正元元年（一二五九）の物部今虫戸田一八〇歩の売買に際しては、次第の証文とともに「当時補者権欄宜清職神主任職、彼田請労分法等」が副進されている。⁽⁴⁴⁾ 前半部は「当時の補者である権欄宜清職神主の任職」という意味であり、「補者」が任職を与えられている人物をさしていることは明白である。関連してのべておくと、後半部の「彼田請労分法」というのは、この任職の設定にともなう「請労」のうち、売却された戸田が負担する割合を記した文書のことである。「当時補者」⁽⁴⁵⁾、あるいは「件於任職者、補者死欠之後也」⁽⁴⁶⁾といった表現にみられるごとく、補者は死亡などによって交替した。「内官符権欄宜故行忠任職」という故人の任職について、「替名字可尋付」と付言されている事例もある。⁽⁴⁷⁾

任職があてられた寄戸（戸田）には、補者に付随する特別の負担がともなう場合もあった。天福二年（一二三四）正月二〇日の度会広光処分状（『鎌倉遺文』四六〇三号）には、そのような戸田が二箇所みられる。

壺段、箕曲郷磯部秋丸戸副^{高宮御塩焼内人重吉任職}、即可^勤御塩之、

壺段佰捌拾歩、箕曲郷神主吉氏戸内

百八十歩、在沼木郷山田村字須原

<sup>副高宮御籠作内人末正任職、
三度御祭之時、小机二前勤し之、</sup>

ほかの事例では任職をあげるだけで終わっているのに対し、この二例のみ、その後塩や小机の負担が記されている。この事例をみるかぎり、こうした補者の職務に付随する負担は、器物作りや塩焼きにかかわる職掌人の任職に特有であったのではなからうか。

任職は職と表示される以上、戸田の大きさに応じて分割することも可能であり、細分化にもなって、一つの戸内に複数の補者の任職があてられる場合や、一人の補者の任職が複数の戸にわたる事態も生じている。前述した度会広光処分状によれば、継橋郷神主真忠戸には外宮大内人行春と権禰宜番検大内人延賢、また箕曲郷神主吉氏戸には高宮御籠作内人重種と外宮掌庭胤の任職がそれぞれあてられている（表3参照）。一段や一八〇歩という面積からしても、補者はこれらに限られていなかったであろう。一方、内宮掌頼憲は箕曲郷神主徳足戸以下の四つの戸に、また外宮大内人行春は継橋郷神主真忠戸をはじめとする三つの戸に、それぞれ任職をもっている（表3参照）。こうした任職の入り組みや分散化が進むと、おのずから一人の補者が一つの戸の任職を独占的に保有する事態も少なくなっていくと考えられる。それが、補者による支配の弱体化につながることはいうまでもない。

先に二宮とその別宮、および内宮所管社である瀧祭神の職掌人に寄戸が与えられていたとのべたが、ここで改めて、任職を通じて寄戸が付与される範囲を確認しておきたい。表3は現存する史料にみえる任職の補者等をまとめたものである。まず二宮であるが、補者のなかに官符権禰宜、権禰宜、大内人、玉串大内人、番検大内人、宮掌（大内人）といった職掌の名がみえる。このうち権禰宜については、この表では二例あり、権禰宜にも任職が与えられていたことは確かである。ただし

表3 任職と補者

年 紀	戸 名	戸田面積	補 者	出 典
永万 2 (1166)	継橋郷神主広隣戸	(反) 1.	外宮大内人度会国房	H3391
承安 2 (1172)	買町戸	1.180		H3609
文治 2 (1186)	憑子戸	1 畑		191
建久 3 (1192)			外宮官符権禰宜彦国神主	638
3			外宮玉串大内人度会康家	639
7		1.		860
7	継橋郷徳足戸	1.		880
9	二見乃石連徳子戸	2.	助則	1021
寛喜 3 (1231)		1 畑	外官符権禰宜彦国神主	4234
天福 2 (1234)	継橋郷神主真忠戸	1.	大内人行春	光明寺 1
〃	〃	.180	権禰宜番検大内人延賢	
〃	箕曲郷神主徳足戸	1.	内宮掌頼憲神主	
〃	継橋郷磯部富雄戸	1.	内大内人守安	
〃	箕曲郷磯部秋丸戸	1.	高宮御塩焼内人重吉	
〃	継橋郷神主影行戸	1.	番大内人清弘神主	
〃	継橋郷磯部田次女戸	1.	番検大内人興光神主	
〃	宇治郷物部親倫戸	1.	内宮掌頼憲神主	
〃	箕曲郷神主吉氏戸	.180	高宮御籠作内人末正	
〃	〃	1.	外大内人行春	
〃	田辺郷荒木田秋真戸	1.	内大内人	
〃	飯高神戸品治春元戸	2.	内宮掌頼憲神主	
〃	長田郷秦十二月丸戸	1.	玉串大内人有頼神主	
〃	継橋郷神主影行戸	1.	番検大内人清弘神主	
〃	継橋郷神主助忠戸	1.	大内人行春	
〃			月読宮御塩焼内人国光	
〃	継橋郷神主影興戸	1.	内宮掌頼憲神主	光明寺 2
建長 7 (1255)	箕曲郷神主徳足戸	1.	内宮掌頼憲神主	光明寺 3
〃	継橋郷磯部田次戸	1.	外番検興光	
〃	継橋郷神主助忠戸	1.	外宮掌大内人庭胤神主	
〃	箕曲郷神主吉氏戸	.180	高宮御籠作内人重種	
〃	継橋郷神主真忠戸	.180	外番検大内人延賢神主	
〃	継橋郷神主景行戸	1.	外番検大内人希光	
〃	継橋郷神主兼平戸	1.	内官符権禰宜故行忠	
〃	宇治郷物部親倫戸	1.	内宮掌頼憲神主	
〃	伊蘇郷坂合部清眉女戸	.180	月読宮御塩焼国久	
〃	箕曲郷神主徳足戸	1.	外大内人国行	
〃	箕曲郷神主吉氏戸	1.	外宮掌庭胤神主	
〃	継橋郷神主景行戸	1.	外番検希光	
〃	継橋郷神主兼平戸	1.	外大内人重延	
正元 1 (1259)	宇治郷物部広虫戸	.180	権禰宜清職神主	8376
2	宇治郷物部□刀自女戸	1.	権禰宜度会国俊	8475
弘安 4 (1281)	継橋郷石部田次戸	1.	外番検興光神主	光明寺 4, 5
正安 3 (1301)	箕曲郷尾野得治戸	1.	外宮権禰宜玉串大内人清光	20741
嘉元 2 (1304)	〃	1.	玉串大内人清光	21816
(未詳)	伊介里日置□□□	4.180	外宮□□□□	御塩殿 19
〃	伊介里日置利定		□官符親□	

* 出典のHは『平安遺文』の略、数字はその文書番号である。数字のみは『鎌倉遺文』の文書番号。
 光明寺は光明寺古文書（『日本塩業大系』史料編古代・中世（二））、御塩殿は御塩殿文書（『三重県史』資料編中世1（下））を指す。

べての権禰宜に給付されていたかどうかは未詳である。表では大内人までしか現れないが、別宮では内人・物忌に与えられている以上、二宮でも禰宜はいうまでもなく、少なくとも各種の物忌・小内人以上の職掌人には、任職は給付されていたとみなければならぬ。別宮では内宮の月読宮と外宮の高宮の名がみえ、塩焼内人や籠作内人が補者となっている。これと前述の『皇太神宮年中行事』の記事を併せ考えると、少なくとも内宮の荒祭宮・月読宮・伊佐奈岐宮と瀧祭神（所管社）に外宮の高宮を加えた、四つの別宮と一所管社の内人・物忌に任職は与えられていることになる。

寄戸が設定されていた神三郡では、その収取体系は所当官物と雑事（雑公事）とからなっていた。では寄戸の任職には収取体系のどの部分があてられたのであろうか。そのことを直接示す史料は見あたらないが、次の三点から雑公事があてられたと考えられる。まず第一に、先述の永承六年一月二〇日内宮禰宜等奏状⁽⁴⁶⁾によれば、寄戸の「所当官物」は正戸のそれとともに二宮に進められていた。つまり寄戸の「所当官物」は、寄戸を与えられていた禰宜・内人らに免除されていないのである。所当官物、ないしはその一部が寄戸の補者に与えられていたならば、こうした事態はありえなかったであろう。第二に、二宮の職掌人に付与されていた寄戸が、彼らに対して「年中三度御祭夜饗膳⁽⁴⁹⁾」を勤めている。また任職のあてられている戸田が、塩や小机など補者に付随する特別の負担を負っている事例もあつた。⁽⁵⁰⁾これらのうち、少なくとも饗膳や小机は所当官物に付随する負担とは考えにくいものである。こうした負担は、寄戸が負っていた日常的な雑事の負担の延長線上に位置づけてはじめて理解できるだろう。そして第三に、二宮の神官・職掌人に対する給付には、寄戸とは異なる別の形態があつた。それは所当官物が給付にあてられる神田であるが、もし寄戸も所当官物があてられたとしたならば、同じタイプの給付が並存することになる。制度上、こうしたあり方は想定しにくいことである。確定できないものの、以上の三点から、任職（寄戸）には戸田の雑公事があてられたと推定される。

四 神郡の再編成と寄戸―むすびにかえて

一〇世紀以降、神郡の寄進があいつぐなか、神三郡を含めた神郡では郡内の田地と戸の再編成が行われた。最後に神郡再編成の動きのなかで、寄戸の位置づけを考えてみたい。

再編成の内容は神宮に即して主要なものをあげれば、大きく（１）祭祀料田と神官・職掌人の給田の性格をもつ神田の拡大、（２）供祭物を負担する常供田の設定、（３）神官・職掌人の給付に充てられる寄戸制の創設、の三つに分けられる。⁽⁵¹⁾ それぞれ順を追ってみていこう。まず神田から。内宮の儀礼を初めて記した『皇太神宮儀式帳』⁽⁵²⁾によれば、神田は、御膳料を供する「見佃御田」、神馬の秣に充てる「板立御馬秣地田」、禰宜らに給される「禰宜内人等給」があわせて六町九段、度会郡に設けられている。すでに九世紀中からその拡大が図られており、『延喜式』（神祇四 伊勢太神宮）では神田は伊勢国内の諸郡の三二町一段、および大和国宇陀郡と伊賀国伊賀郡の各二町をあわせて、三六町一段に達している。この段階で注意されるのは、①度会郡の神田（五町四段）が引きつづき「太神宮三時并度会宮朝夕之御饌」を負担している、②神田の拡大が伊勢国内、とくに神戸が所在する桑名・鈴鹿・安濃・一志・飯高の五郡と飯野郡を中心にして行われている、③この拡大が祭祀料田を新たに設定する形をとってなされている、⁽⁵³⁾の三点である。

一〇世紀以降も神田の増加は続くが、建久四年（一一九三）の内宮諸神田注文（『神鳳鈔』⁽⁵⁴⁾所収）はその展開したあり方を示している。参考までに、表４に郡ごとの神田の面積と数をまとめた。⁽⁵⁵⁾ここで注目されるのは、次の四点である。

まず第一に、「二宮朝夕御饌」を負担する田地がこれらの神田から除かれている。ただこの点については、次の常供田の

表4 郡別の神田

郡名		祭祀料田	給田	用途未詳
		(町)(反)(歩)	(町)(反)(歩)	(町)(反)(歩)
度会	多氣	2. 0 (1)	1. 0 (1)	
飯野	飯高	(未詳) (1)	2. 0 (1)	
安濃	三重	33.2. 0+若干 (11)	66.7.120+若干 (28)	43.5.180 (8)
朝明	員弁	32.3.100+若干 (9)	42.4. 0+若干 (15)	30.6. 0 (4)
朝明	員弁	5.4. 0 (3)	1.6. 0 (2)	
一志	奄芸	1.0. 0 (1)		16.0. 0 (未詳)
河曲	鈴鹿	2.0. 0 (2)		
桑名		3.0. 0 (2)		27.0. 0 (未詳)

(1)「祭祀料田」に区分したのは、神事の料物を負担する神田と何々宮神田と記載されているもの。「給田」は、何々労・何々衣糧・子良神田とあるもの。「用途未詳」は、それ以外の、用途が特定できないものである。

(2)一つの神田が両方の用途を負担し、区別できない場合は、面積・神田数ともに両方に数えた。

(3) () 内の数字は神田数である。

ところで触れることにしたい。第二に、表に明らかなように、神官・職掌人の職務に対する俸禄(労)や衣糧(衣糧料)を支給するための給田が、神事の料物を負担する祭祀料田をうわまわり、神田のなかで大きな比重を占めるようになっていく。一〇世紀以降の神田の拡大は神官・職掌人に対する給田の大幅な増加をもたらした、その結果、神田は給田としての性格を強めたのである。

第三に、表に示したように、安濃・三重両郡の神田が件数のうえでも、また面積のうえでも卓越している。『神鳳鈔』の伊勢諸郡における神領を列挙した項でも、この二郡は神田の多さでは他郡を圧倒している。また安濃郡には外宮渡神田・高宮神田や外宮禰宜用の神田、三重郡にも外宮渡神田が設けられており、両郡への神田の集中は内宮に限られていない。二宮を問わず、新たな神田の設定がこの両郡を中心にしてなされたのである。⁽⁵⁶⁾

そして第四に、この二郡の神宮への寄進がそれぞれ三重郡が応和二年(九六二)、安濃郡が天禄四年(九七三)であることを踏まえるならば、神田の拡大は、これらの

神郡が寄進された一〇世紀後半以降に本格化したとみなさざるをえない。この一〇世紀後半は、禰宜の員数が内宮では一員から四員に、また外宮では二員から五員へと急速に増加した時期にあたっている。⁽⁵⁷⁾ こうした組織的な拡充に対応して、この時期神宮もその給付を確保する必要性に迫られていたと考えられる。その解決策の一つが新たな神田の設定であった。ただ神田が宮司・祭主の支配する神郡に設けられる以上、その設定にあたつては宮司・祭主の認可を要したことはいうまでもない。さらに一一世紀にはいつても、神宮は神田の加増を求めており、長暦三年（一〇三九）二月の内宮の一三ヶ条の訴状には「以東以西神田可_レ被_レ寄事」が含まれている。⁽⁵⁸⁾ この訴状では「禰宜内人給分神田官物、同氏人等不_二并_一済事」もとりあげられているが、この時期神田のなかで給田の比重が高まりつつあったことを物語るものであろう。

こうした神田の拡大は、一方で特殊な神田を分化させることになった。それが、二宮の朝夕の御饌、四度祭と諸節供の供料等を出す常供田の設定である。そしてこの常供田の新設が神郡の再編成の二つ目にあたる。すでに指摘されているように、供祭物のみを負担する常供田はきわめて神聖視されており、神宮の直轄的な神事料田の性格をもっている。⁽⁵⁹⁾ 鎌倉初期に編纂されたといわれる『神宮雜例集』によれば、総供田数は五九町三段一二〇歩（度会・安濃の両郡を除き、二段をもつて供田一段となるので、実数は一一二町一段一二〇歩）で、その内訳は度会・飯高両郡各三町、安濃郡七町三〇〇歩、三重郡一〇町七段、朝明郡一四町、員弁郡二一町五段一八〇歩となる。

二宮禰宜らによれば、常供田は「或載_二于式文_一、或代代依_二勅願_一、被_レ加_二進神部_一之当初、祭主・宮司差_レ使、撰_二部内能田_一、為_二御常供田_一」ものであるという。⁽⁶⁰⁾ このうち「式文に載せる」とあるのは、『延喜式』で「太神宮三時并度会宮朝夕之御饌」に充てるとされる度会郡の神田五町四段をさすとみられるが、そのなかの三町が常供田として再編成されたのであろう。一方、度会郡を除く諸郡の常供田は、神郡が新たに寄進されたとき、祭主・宮司が使者を遣わして、郡内の能田を選定したものである。常供田の名は『延喜式』にはみえず、天暦年間に大宮司であった大中臣中理が「始而奉_レ寄_二御常供

田三町、「在員弁郡」と伝えられる⁽⁶¹⁾。これらを併せ考えると、常供田は、神郡寄進があいついだ一〇世紀半ば以降、特殊な神田として新たに設定されたものとみられる。その過程で前から御饌を負担していた度会郡の神田も編成替えされたのであろう。また新たな常供田の選定が祭主・宮司によって行われていることに注目するならば、その設定にも、神郡を管轄する宮司と祭主が深く関与していたとみるべきである。

常供田は神三郡では度会郡に三町あるのみで、多気・飯野の両郡にはみられないが、その一方で一〇世紀以降に寄進された神郡には必ず設けられており、員弁郡の二一町五段余をはじめとして、その面積も大きい。常供田は、新たに寄せられた郡が神郡であることを象徴する意味合いをもっていたといえよう。また常供田は純然たる祭祀用途を負担する点からすれば、神田が分化したものと捉えられるが、こうした直轄的な神事料田が確保されたことは、逆に神田が神官・職掌人の給田としてより自由に展開することを容易にしたと考えられる。

神郡の再編成の三つ目は、新たに神官・職掌人に対する給付として戸を与える寄戸の制が創設されたことである。神田と比べたならば、その特徴は大きく次の四つにまとめられる。

- (1) もともと戸を単位にして与えられ、その負担する雑事が給付に充てられた。
- (2) 戸内の戸田の官物納入には、寄戸を与えられた神官・職掌人が関与していた。
- (3) 基本的には神官・職掌人の給付に限定されている。
- (4) 寄戸が設定される範囲は、神三郡に限られている。

とくに(3)の給付に特化している点は、この制度が神官・職掌人の給付を充実させるために設けられたものであることを示している。しかし同じ給付であっても寄戸の場合、展開した段階においては神田と異なり、特定の職掌をもたない権禰宜にも与えられている。これは、寄戸が神宮内部で処理される私的色彩の濃い措置であったことを示唆している。そうであ

るならば、寄戸は給付としては神田を補充する役割をもたされていたとしなければならない。⁽⁶²⁾

寄戸の初見はすでに述べたように、一一世紀中葉の永承年間であるが、これが神官・職掌人の給付として神田を補うものであったとするならば、神田が拡充される一〇世紀後半にこの制度も導入され始めたとみるべきであろう。そして一一世紀半ばには朝廷への訴状にもとりあげられており、制度的な定着をみるようになる。

その後の展開についても不明な点が多いが、最も大きな変化は、遅くとも一二世紀後半までに寄戸の戸田に任職が設定されたことである。これによって、戸田が譲与・売却などにより分割されても、それぞれの負担分は「任職卅二分一」（『鎌倉遺文』八六〇号）といった分数で表されることになり、負担の確定は容易になる。また戸を単位とする場合に比べるならば、戸内の戸田を基準にすることによって、より細かく区切って給付することが可能になる。当然、それぞれの給分は細分化され、給付をうける対象も広げられたであろう。このようにみてくるならば、任職の設定と戸田ごとの給付は、より多くの神官・職掌人に充てるためにとられた措置であったとしなければならない。

最後に、神郡の再編成を推し進めた勢力について触れておきたい。これまでの研究が、禰宜を代表とする神官・職掌人らの台頭と関連づけてこの再編成を捉えており、彼らこそその推進勢力であったとみているからである。確かに祭祀料を負担する常供田や神田の設定と拡大に、神宮の祭祀を日常的に担っていた神官・職掌人が深く関わっていたことは否定できないだろう。また衣糧等に充てられる神田の拡充や寄戸の設定も、彼らの給付を左右する以上、当然その利害が強く反映していたはずである。実際、禰宜らが神田の寄進を要求している事例もみられた。

しかし神郡の行政権を掌握していたのは宮司や祭主であり、その許可なしには禰宜らの要求も実現しなかった。新たな神郡が寄進された際、郡内の常供田を選定するのも祭主・宮司であり、内・外宮で作成された寄戸帳も宮司に提出され、宮司庁の調所で保管された。そればかりか、一一世紀半ばには、神郡内に「祭主宮司名田」⁽⁶³⁾を設ける動きもみられ、これ以降、

諸郡の納所に対する祭主の掌握も進むとともに、祭主によって郡政所が設置され、神郡支配の強化が図られている。宮司の給付に充てられる神田が設けられていることも忘れてはならないだろう。このように祭主・宮司も神郡の再編成に主体的に関わっていたのである。⁽⁶⁴⁾とくに一一世紀中葉以降は、宮司を従え神郡支配を掌握した祭主が支配の強化を図り、神郡の再編成を積極的に推進している。神郡の行政権を握っていた祭主・宮司側が神官・職掌人勢力の要求を組み込みながら、自らの支配の維持・強化を図りつつ、主体的に神郡の再編成を行ったとみるべきであろう。

注

- (1) 『神宮雜例集』(神道大系神宮編二)。
- (2) 勝山清次「伊勢神宮における祭主支配の成立と展開」(藺田香融氏編『日本古代社会の史的展開』塙書房、一九九九年)。
- (3) 棚橋光男氏「中世伊勢神宮領の形成」(『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三年)。
- (4) 鈴木国弘氏「伊勢神宮と神戸の変質」(『史学雑誌』七五編一、一九六六年)、棚橋氏前掲注(3)論文。また西垣晴次氏「戸田の成立」(『史潮』四七号、一九五二年)と勝又壽久氏「中世における神宮経済の一考察」(『三重―その歴史と交流』雄山閣出版、一九八九年)も参照。
- (5) 一般に戸田は、九世紀中ごろから用例が増えるが、一〇世紀以降は国栖戸・陵戸や神戸など、特殊な負担を負っているため、掌握の単位として戸が維持されやすかった集団に関して用いられることが多い。神三郡でも一〇世紀前半までは、「百姓口分田」「百姓口分」「神民口分」「神民口分田」(『平安遺文』一三三、一三四、一三五、四五六〇号)といった表現がしばしばみられるので、戸田の用法が広まるのは早くとも一〇世紀の中葉からであろう。
- (6) 久安六年五月七日大中臣某所領売券案、光明寺古文書卷九、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『平安遺文』二七〇三号、天福二年正月二〇日度会広光処分状、光明寺文書、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『鎌倉遺文』四六〇三号。
- (7) 泉谷康夫氏「戸籍制度の崩壊過程」(『律令制度崩壊過程の研究』鳴鳳社、一九七二年)。
- (8) 久安六年五月七日大中臣某所領売券案、光明寺古文書卷九、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『平安遺文』二七〇三号。
- (9) 常吉戸の場合、年月日未詳の恒吉戸授田注文(『鎌倉遺文』二二八三三三号)には「戸主麻績吉永戸、今住敢石部恒吉戸」とあり、一二世紀前半、戸名が麻績吉永戸から敢石部恒(常)吉戸に変わるが、その後は固定する。
- (10) 「飯高神戸品治春元戸」(『鎌倉遺文』四六〇三号)がみえるので、

あるように、「比郡」の戸田は記されていないものの、多気郡の戸田に関しては、所在する坪と田積ではほぼ一致する。したがって、その作成時期が授田注文と大きく離れているとは考えにくい。

- (23) 久安六年五月七日大中臣某所領売券案、光明寺古文書巻九、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『平安遺文』二七〇三号。
- (24) 建久七年八月五日多米重真田畠処分状写、光明寺古文書巻二七、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『鎌倉遺文』八六〇号。
- (25) 所領としての戸は戸田のみからなっていない。実際には治田や畠も付属しているので、その規模はこれよりも大きくなる。
- (26) 多気郡の条里については、谷岡武雄氏「飯野・多気郡の条里制」(弥永貞三・谷岡武雄氏編『伊勢湾岸地域の古代条里制』東京堂出版、一九七九年)を参照。
- (27) 複数斗代制については、勝山清次「国衙領における官物体系の変化をめぐって」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八五年)を参照。
- (28) 雑公事に相当する賦課として、「宇治沼木両郷浪人雑事」(『太神宮諸雑事記』長暦三年二月一五日程)、「外宮仮殿御遷宮并内宮御修理料色く用途物」など、仮殿遷宮や殿舎修理の用途(『平安遺文』二一六八、二二〇六号)、「二十年一度御遷宮神役」(「当御庄是神三郡之内、号^所慰所、強依^所宛負巨多色く公事^候」とみえる、正遷宮にともなう諸用途(『平安遺文』二二四二、二二六三号)、「祭主門並役」(「在家所勤色色神役」などと表現される在家役(『鎌倉遺文』四四、五七八号)が知られるが、種類や賦課形態の変化などは未詳である。
- (29) これらの給田が、「所済注文」にみえる「御領□田」二段と同じものをさす可能性もあるが、面積で一段の違いがある。
- (30) 「田畠注文」では、正作のなかの三段と遠高以下に与えられる五段とをあわせて、給田は八段となるが、この面積は「所済注文」の給田六段と二段を合わせた数に一致する。
- (31) 網野善彦氏「百姓の負担 ①年貢」(『日本中世の百姓と職能民』平凡社、一九九八年、初出は一九八六年)、勝山清次「受領貢物・荘園年貢・代銭納」(『ふびと』四五号、一九九三年)。
- (32) 「所済注文」では、「所当田」の記載の後に「已上官物粗米等弁定四石六斗」とある。本来、この部分には(B)と(C)に賦課される「官物」と「租米」の合計額が記されるべきであるが、計算上の数字と合わない。
- (33) 寄戸の検討にあたつては煩雑になるので、一々先行学説との違いを注記しないが、ご寛恕願いたい。
- (34) 神道大系神宮編一。
- (35) ちなみに自らの屋敷は「正家」と呼ばれる(『平安遺文』一七二九号)。
- (36) 神道大系神宮編二。
- (37) 「職掌人」は神宮の様々な職掌に従事する人々をさす総称であり、その範囲は必ずしも一定していない。この「年中行事」では指し示す範囲が限定できる事例においては、「先御饌、次別宮御饌、次禰宜、権禰宜、玉串大内人、職掌人等也」(正月元日、朝御饌供進并次第神事供奉事)、「官司神主諸職掌人等二至マテ」(二月鎌山伊賀利神事)、「次正権神主玉串等引率件色く職掌人等」(六月一六日)など、必ず禰宜(神主)を除いて用いられている。したがって、ただ「職掌人等」とある場合でも、少なくとも禰宜は入っていないとみなすのが妥当であろう。

(38) 延慶二年二月日内宮月読宮大内人弘清勞料請取狀写 (『鎌倉遺文』二三八五四号) には「しはたの神田 内宮月読宮いたはり料米二升」とある。

(39) 嘉承元年(一一〇六)の某書状(後欠)(光明寺古文書卷二二、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『平安遺文』四六六五号)に、「至于已被請戸者」という表現がみえる。これは、「寄戸進解文」の副進文書である申文のなかに記されていた「成生戸五分之一」について、ある人物がすでにその戸を「請けている」といつているものである。また年未詳権宮掌佐伯近重(カ)処分状(『光明寺古文書』卷一四、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二))には、「一戸田壹段半、新家忠貞戸授給内字寺窪者、但外大内人兼永請戸内也」とある。

(40) 散位大中正書状案外二十六通、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)。本文中にみえる「麻績郷敢石部恒吉戸」は先述したように、天永四年(一一一三)に大中正宣孝(カ)から外宮権禰宜度会季晴に売却されている。この書状の差出者は「散位大中正」となっている。時期はそれ以前と考えられる。「如元官符権禰宜清綱寄戸可書上給候」とあることからすれば、おそらく大中正氏が常吉戸を与えられた康和五年(一一〇三)に近い頃であろう。

(41) 祭主下文并御教書共十七通、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)。

(42) ここで任職三十二分一というのは、この戸田が負担する割合を表しており、全体の三十二分一がこの戸田の負担する「請勞」だというわけである。

(43) 史料は限られるが、戸田に対する権利を表す「勞職」という言葉も

みえる。たとえば、正元元年五月一六日磯部則清戸田売券では「右件戸田者、(中略)敢無異論所領掌来也、隨即於勞職者、任副得証文、付勞之間、又以無相違」とあり、勞を受ける権利が「勞職」と表されている(『鎌倉遺文』八三七六号)。この権利は任職と同じものである。また正元二年二月一日磯部乙子戸田売券には「□宇治郷物部□女戸授給内一町□□権禰宜度会国俊勞職共」とあり、戸田の売却に際して、任職と同じような扱いがなされている(『鎌倉遺文』八四七五号)。以上の二点からして、「勞職」は任職の別の表現とみるべきであろう。ただ永万二年四月二〇日権禰宜度会某戸田売券では「右件戸勞職、先祖相伝私領也」とあり、「勞職」が先祖相伝の私領であるかのような書き方がなされている(『平安遺文』三三九一号)。しかしこれは表現の不備からくるもので、「勞職」が設定されていることを意味するのである(う)、私領となっていたのは戸(継橋郷神主広隣戸)の方であると考えべきである。

(44) 正元元年五月一六日磯部則清戸田売券、徴古文府一、『鎌倉遺文』八三七六号。

(45) 正安三年三月二一日光倫任料請取状と嘉元二年四月日度会晴彦・尼西阿連署施入状写(『鎌倉遺文』二〇七四一、二一八一六号)によると、箕曲郷尾野得治戸一段は外宮権禰宜玉串大内人清光の「請戸」のうちであつたが、その任職に関して、清光は「当時補者」と表現されている。また前者の請取状にみえる「勞主」というのも、「補者」のことをさしており、その異名である。

(46) 承安二年一〇月二三日度会某女戸田売券案写、光明寺古文書卷二二、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『平安遺文』三六〇九号。

(47) 建長七年四月二〇日度会長光処分状、光明寺文書、『日本塩業大系』

史料編古代・中世(二)。

- (48) 『神宮諸雜事記』、神道大系神宮編一。
- (49) 『皇太神宮年中行事』、神道大系神宮編二。
- (50) 天福二年正月二〇日度会広光処分状、光明寺文書、『日本塩業大系』史料編古代・中世(二)、『鎌倉遺文』四六〇三号。
- (51) 棚橋氏前掲注(3) 論文、勝又氏前掲注(4) 論文。
- (52) 神道大系神宮編一。
- (53) 度会郡内の五町四段を除き、いずれも「依_二当土估賃租、充_二供祭料」とされている。
- (54) 『群書類従』一輯、『神宮神領記』(神宮古典籍影印叢刊6)。
- (55) この神田注文から、鎌倉初期における二宮の神田の規模と内訳を知ろうとした場合、注意しなければならない点がある。まず第一に、当時の内宮禰宜は七員であつたにもかかわらず、四禰宜労までしか記していないこと、また多くの大内人・内人に関して労や衣糧の記載がないことなど、この注文は内宮の神田の全体を表していないとみられる。(これは、建久三年の神領注文〔『鎌倉遺文』六一四号〕で「掛畏二所太神宮御饌間事、顕露有_レ恐」として、神郡内の御厨・御園を意識的に掲載しなかったのと同様の配慮が働いていたためと考えられる)。第二に、外宮の神田注文が残っていないので、外宮のあり方が内宮と異なっていた可能性も否定できない。しかし『神鳳鈔』において、伊勢国内の諸郡ごとに御厨・御園と並んで記されている神田の記載を参考にするので、こうした不備もある程度補うことができるであろう。したがって、この注文をもとにして、一〇世紀以降における神田拡大の様相を考察することも可能となる。
- (56) 『神鳳鈔』によれば、安濃郡にはまた、権大司と少司に与えられる

神田も存在している。このほか、神宮の祭礼に奉幣使として派遣される「祭主并四姓官人等」の俸禄も安濃郡の公用米から支給されることになっていたが、そのなかには鎌倉期に負担する田地が指定され、俸禄田化したものもあつた(『鎌倉遺文』一三六二〇号)。このように安濃郡は二宮ばかりでなく、官司や奉幣使の給付も負担しており、神宮経済のなかではとくに諸給付を支給する役割を与えられていたとみられる。

- (57) 「二宮禰宜補任至要抄」(神道大系神宮編五)。
- (58) 『神宮諸雜事記』(神道大系神宮編一) 長暦三年二月二五日条。
- (59) 棚橋氏前掲注(3) 論文。
- (60) 建久三年八月日伊勢神宮神領注文、神宮雜書(『神宮神領記』、神宮古典籍影印叢刊6)、『鎌倉遺文』六一四号。
- (61) 『太神宮司補任次第』(神道大系神宮編四) 大中臣中理の項。
- (62) 『公文抄』(『公文筆海抄』)に載せられている権禰宜の補任状には「宛_二行衣糧」という文言がみえないにもかかわらず、権禰宜にも寄戸は与えられている。したがって、この「衣糧」は寄戸からでなく、神田から給付されるものをさしている。寄戸は各種の補任状にみえる「衣糧」にはあたらないのである。この点も寄戸の「私的」性格を示すものである。
- (63) 『太神宮諸雜事記』(神道大系神宮編一) 永承六年十一月二〇日内宮禰宜等奏状。
- (64) 神郡の再編成を常供田・神田・寄戸に限定して捉えることは、こうした祭主・官司側の主体的な動きを見えにくくするおそれがあり、注意を要する。